

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定し、令和 7 年 7 月 23 日付で公表した「公務員宿舎法務省東京拘置所宿舎及び公務員宿舎小菅第 2 住宅(仮称)整備事業」について、特定事業の選定を取り消したので公表する。

令和 7 年 10 月 21 日

財務省関東財務局長 後藤 健二